



平成 23 年 6 月 8 日

第 30 期東京消防庁救急業務懇話会答申

昨年 8 月に、消防総監の諮問機関である「東京消防庁救急業務懇話会」（会長：山本保博、日本私立学校振興・共済事業団 東京臨海病院院長）に対し、「119 番救急要請時における救急相談センター等との連携及びそのための社会的コンセンサスの形成はいかにあるべきか」の諮問を行いました。

本諮問を受けて、緊急性のない 119 番通報を救急相談センターに転送することや東京民間救急コールセンター等との連携により、通院手段のない相談者に対し搬送手段を確保すること、また、社会的コンセンサスの形成にあたっての必要性や具体的方策などについて審議されました。

これらの審議を踏まえ、このたび、本諮問に対する答申がなされたことから、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 答申の骨子

(1) 救急相談センター等との連携

- 119 番救急要請時における救急相談センターとの連携方策
緊急性のない 119 番通報に、「救急搬送トリアージシート」を活用し、同意を前提として救急相談センターに転送する体制を検討する。
- 救急相談センターと東京民間救急コールセンター等との連携
 - ア 救急相談センターで、利用者の要望を確認し、東京民間救急コールセンターに転送する体制を検討する。
 - イ 東京民間救急コールセンターの利便性と存在を積極的にアピールする。
 - ウ 東京民間救急コールセンターの医学的観点からの質の向上を図る。
 - エ 「ひまわり（東京都保健医療情報センター）」、「#8000（小児救急相談）」等の連携を図る。

(2) 「救急相談センター」へ振り分けることへの都民への合意形成を得るための具体的方策

- ア 相談事案の検証に基づく、医学的見地からプロトコルの恒常的な見直し
- イ 緊急性・重症度に応じた救急車の適正利用のための広報
- ウ 都民の救急相談等の助言に対する社会的責任の明確化
- エ 救急車を必要としないものの自力受診が困難な都民に対する通院手段の検討

※ 救急相談センターとは、「東京消防庁救急相談センター」をいう。

※ 「救急搬送トリアージシート」とは、救急現場における緊急性の判断に際して、救急隊は「救急搬送トリアージシート」を活用している。これは、東京都メディカルコントロール協議会と連携し、医学的な見地から検証を重ねて策定されたものである。

2 資料について

- (1) 諮問要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添1のとおり
- (2) 答申概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙2のとおり

問合せ先

東京消防庁(代)	電話	3 2 1 2 - 2 1 1 1
救急管理課計画係	内線	4 4 4 2 4 4 4 5
広報課報道係	内線	2 3 4 5 ~ 2 3 5 0

諮 問 要 旨

第 26 期東京消防庁救急業務懇話会答申において、各段階におけるトリアージの必要性が提言され、平成 19 年から救急相談による通報前トリアージ及び救急搬送トリアージが実施されている。また、院内トリアージについても、東京ルールを開始などにより順次推進が図られているところである。

現在、救急要請に係る 119 番通報時については、全件救急出場を前提とした運用を行っているところであるが、119 番通報の中には、救急要請としての緊急性に疑問を抱かせるような通報も混在すると指摘されている。そのため、明らかに緊急性がない事案を選別し、より緊急性及び重症度の高い傷病者に対し救急隊を出場させる効率的な救急業務を推進していくことが必要である。

一方、都民からの傷病や緊急性の判断に関する相談を受けている救急相談センターは、開設以来 3 年が経過した。この間、医学的な判断基準に基づく救急相談の件数は増加傾向にあり、都民の不安解消や潜在的な重症者の救護など、都民生活の安全に大きく寄与している。

このことから、119 番救急要請時において、救急相談センターと連携してトリアージを行う体制の構築並びにそのための救急相談センター等の質的及び量的な充実など、都民のコンセンサスを形成する必要性及び方策について諮問するものである。

(平成 22 年 8 月 3 日諮問)

第30期東京消防庁救急業務懇話会答申について

- 第1回会合 平成22年 8月 3日
- 第2回会合 平成22年10月 7日
- 第3回会合 平成22年12月17日
- 第4回会合 平成23年 2月23日
- 第5回会合 平成23年 3月22日

諮問事項

「119番要請時における救急相談センター等との連携及びそのための社会的コンセンサスの形成はいかにあるべきか」

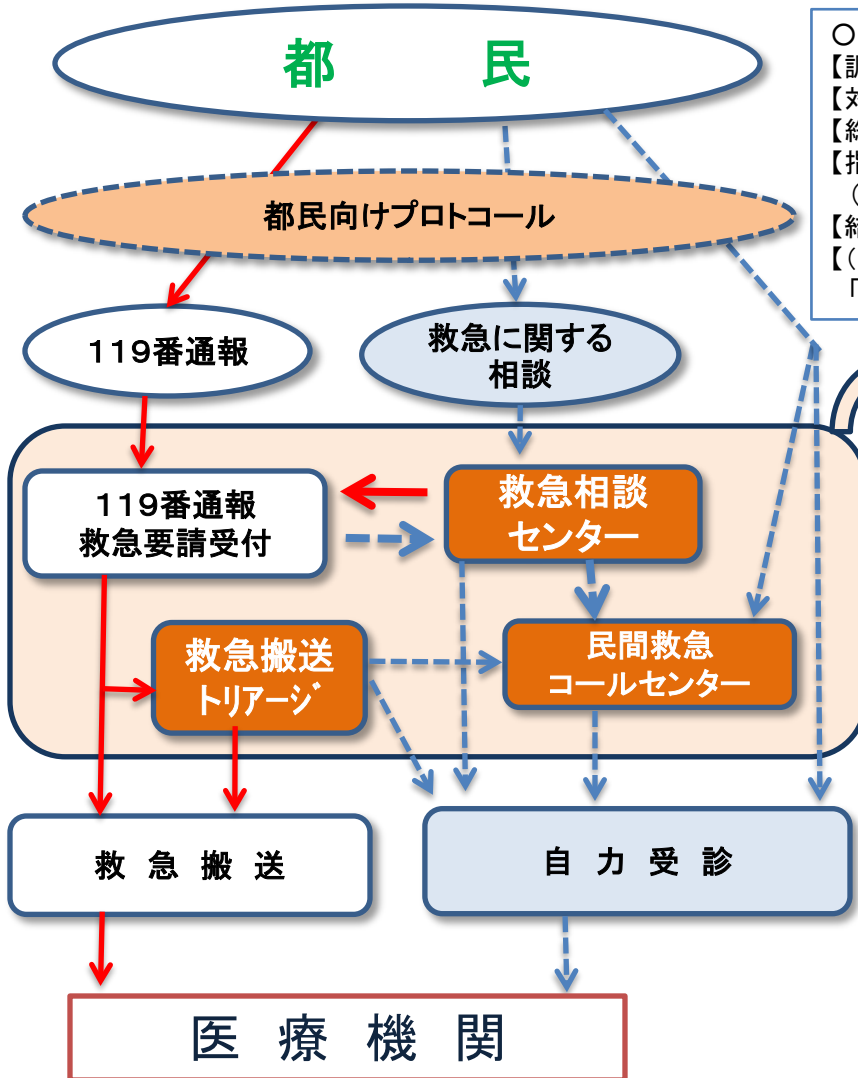
諮問の背景

119番通報の中の明らかに緊急性がない事案を選別し、より緊急度及び重症度の高い傷病者に対し救急隊を出場させる効率的な救急業務を推進していくことが必要である。一方、都民からの傷病や緊急性の判断に関する相談を受けている救急相談センターの相談件数は増加傾向にあり、都民の不安解消や潜在的な重症者の救護など、都民生活の安全に大きく寄与している。このことから、119番救急要請時において、救急相談センターと連携してトリアージを行う体制の構築並びにそのための救急相談センター等の質的及び量的な充実など、都民のコンセンサスを形成する必要性及び方策について諮問するものである。

☆ 119番通報時における救急要請事案の調査結果

○ 緊急度が低いと思われる件数や概要の把握(実際は、全件救急出場事案)
 【調査期間】平成22年8月16日から8月22日まで(1週間)
 【対象者】総合指令室員119番受付員
 【総受付件数】11,011件
 【指令室員が緊急度が低いと感じた事案(※)】300件(2.7%)、うち、264名を搬送(残りの36名は、搬送辞退、傷病者立去り等)
 【結果初診時判断】重症以上7名(2.6%)、中等症81名(30.7%)、軽症176名(66.7%)
 【(※)について、「救急搬送トリアージシート」で結果を分析してみると
 「対象症例」項目+「年齢」項目で榨ると16件あり、初診時程度の軽症割合は、100%であった。

・現場で行っているトリアージを通報時にも行うべきではないか。
 ・緊急度が低いと思われる事案の抽出には、「救急搬送トリアージシート」を活用できる可能性があるのではないか。



答申の骨子

★ 救急相談センター等との連携

- 119番救急要請時における救急相談センターとの連携方策
 - 【当面】 緊急性のない119番通報として、「救急搬送トリアージシート」を活用し、同意を前提として救急相談センターに転送する等を検討すべきではないか。
 (東京都メディカルコントロール協議会・救急相談センター運営協議会での検討、119番回線の転送等ハード的な検討、救急相談センタースタッフの増員等マンパワーに対する検討が必要となる。)
 - 【将来】 119番通報時における緊急度・重症度判断に医学的な質の保障を確立した上で、救急要請は救急相談センターで受信することも検討すべきではないか。
 (東京都メディカルコントロール協議会・救急相談センター運営協議会での検討が必要となる。)
- 救急相談センターと東京民間救急コールセンター等との連携方策
 - 【当面】 (1) 救急相談センターで、利用者の要望を確認し、東京民間救急コールセンターに転送する。
 (2) 東京民間救急コールセンターの利便性と存在を積極的にアピールする。
 (搬送手段を確保する受皿としての積極的活用、消防機関と連携した訓練・イベント参加)
 (3) 東京民間救急コールセンターの医学的観点からの質の向上を図る。
 (フォローアップ講習、勉強会の実施)
 - 【将来】 病院救急車の役割、患者等搬送事業者・病院救急車に乗務する救急救命士の役割、業務についての検討すべき。

★ 「救急相談センター」へ振り分けることへの都民への合意形成を得るための具体的方策

- 相談事案の検証に基づく、医学的見地からプロトコールの恒常的な見直し
- 緊急度・重症度に応じた救急車の適正利用のための広報
 - (1) 都民の参画と理解による広報の強化(「トリアージ(緊急性の選別)制度、「都民向けプロトコール」を活用した広報)
 - (2) 既存広報の継続性を活かした広報の強化(「広報とうきょう消防」「プロモーションビデオ」等を活用した広報)
 - (3) 教育・指導の機会を捉えた広報の強化(「救命講習・応急救護講習」、「電子学習室の活用」)
- 都民の救急相談等の助言に対する社会的責任の明確化
 消防機関の責務として、救急相談等に対し緊急性の判断に基づいた助言を行うことを「救急業務等に関する条例」に明確化できないか。(第2条「救急業務に関連する業務」)
- 救急車を必要としないものの自力受診が困難な都民に対する通院手段の検討

入口(119番通報、救急相談)が異なっても、結果として同様の行政サービスを提供

→ 緊急性あり
 - - - 緊急性なし

※ 救急相談センターとは、「東京消防庁救急相談センター」を示す。